

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年4月30日
【発行者の名称】	株式会社三葉 (Mitsuba Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北田 健二
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉南区葛原1丁目2番35号
【電話番号】	093-475-4192
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務部長 今塩屋 美佐子
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社 三葉 https://www.e-mitsuba.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第35期中	第36期中	第34期	第35期
会計期間	自 2023年8月1日 至 2024年1月31日	自 2024年8月1日 至 2025年1月31日	自 2022年8月1日 至 2023年7月31日	自 2023年8月1日 至 2024年7月31日
売上高 (千円)	1,418,659	1,554,145	2,784,573	2,936,541
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	68,009	△19,302	155,641	77,950
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益又は 親会社株主に帰属する 中間純損失(△) (千円)	36,854	△20,829	94,564	37,827
中間包括利益又は包括利益 (千円)	36,854	△20,829	94,564	37,827
純資産額 (千円)	123,714	103,858	86,860	124,688
総資産額 (千円)	877,072	944,805	918,458	879,681
1株当たり純資産額 (円)	123.71	103.86	86.86	124.69
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり中間(当期)純利 益又は 中間純損失(△) (円)	36.85	△20.83	94.56	37.83
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	14.1	11.0	9.5	14.2
自己資本利益率 (%)	35.0	-	238.9	35.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	29.7
配当性向	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	26,141	△18,889	116,387	△5,030
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△15,800	△26,104	△17,901	△27,472
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△20,346	76,828	△60,903	△44,577
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	219,738	184,497	229,743	152,662
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	431 〔177〕	508 〔170〕	402 〔190〕	489 〔174〕

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式の上場が2024年3月22日であるため、それ以前については記載しておりません。
4. 第36期中の自己資本利益率、株価収益率については、中間純損失のため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
6. 第34期の連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、監査法人Ks Lab. の監査を受けており、第35期中間期の中間連結財務諸表及びの第35期の連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人Ks Lab. の中間監査を、また第36期中間期の中間連結財務諸表については特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人Ks Lab. による期中レビューを受けております。

7. 2024年1月5日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間純損失を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
教育サービス事業	508 [170]
合計	508 [170]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 当社グループは、教育サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
440 [149]	40.9	3.0	3,952

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与、時間外手当を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、社会経済活動の正常化が進み、賃上げによる所得環境の改善や定額減税などの効果により、緩やかな回復基調が継続されました。一方で、不安定な国際情勢を背景とした世界的な資源・エネルギー価格の高騰、円安進行による物価の高騰など先行きについては不透明な状況が続いておりますが、私どもグループに於きましては大きな影響なく活動を行っております。

こうした状況の下、昨年4月から始まった厚生労働省の報酬改定により様々な制限業務や通所児童の細分化が行われた為、児童福祉事業そのものが大きく減衰する事となり、人員配置や資格による加算等の手当が出来ない施設に於いては、30%近い減収となり、閉鎖や事業売却をしなければならなくなった施設が多数散見されるようになっております。しかし当社グループにおきましては、一時的に売上が10%減衰する事になりましたが、これまでの水準が維持出来るよう工夫を凝らし、COMPASSでは、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者の増加にあわせ、各都府県における既存施設を軸として、近隣に新規施設を増設し、大型施設として2024年11月に沖縄県宜野湾市に当社グループ3施設目の児童発達支援センターを新設しております。春に向けて施設開設にともなう人材を多数登用し職員数も700名を超え、併せて管理部門の人員増強、管理システムの導入による基盤整備を行っております。積極的なマーケティングにより、SNS対策・集客や採用に直結出来るよう各種ホームページに加え、全施設のLP構築等様々な施策を実施しております。通所者の管理システムの導入により、利用者の利便性を圧倒的に向上させる機能拡充に努めて参りました。

これらの状況により、施設数の増加、保育所等訪問サービス強化により利用者の増加、施設開設費用、人財への投資により、当中間連結会計期間の売上高は1,554,145千円（前年同期比9.6%の増加）、残念ながら予算通りに営業損失は29,960千円（前年同期は営業利益42,388千円）、経常損失は19,302千円（前年同期は経常利益68,009千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は20,829千円（前年同期は中間純利益36,854千円）となりましたが、先にむけての投資としての種まきは完了し下半期に向けての回収準備が整いつつあります。

教材販売において、為替リスクが懸念されておりますが、基本円建てでのお取引がメインでございますので基本全く影響等は受けておらず、取引学校数を順調に伸ばしております。

なお、当グループでは、教育サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前連結会計年度末と比較して31,835千円増加し、184,497千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の基盤整備の為、施設の増設・新たな職員の登用等による支出が先立ちキャッシュ・フローは予算通り前期より売り上げは伸びたにも関わらず、18,889千円の支出（前年同期は26,141千円の収入）となりました。これは主に税金等調整前中間純損失18,386千円、売上債権の増加17,174千円などの資金減少要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは26,104千円の支出（前年同期は15,800千円の支出）となりました。これは主に定期預金の預入額増加により20,000千円の支出となりました。置き去り防止装置・新規施設への送迎車購入・サイン工事・エアコンの増設により有形固定資産取得が増えた為、4,771千円支出となった事が資金減少要因になりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは76,828千円の収入（前年同期は20,346千円の支出）となりました。これは短期借入金の純増減額が90,000千円増加、長期借入れによる収入46,000千円の資金増加要因に対し、長期借入金の

返済による支出59,172千円が影響しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは受注から役務提供までの期間が短いため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
教育サービス事業	1,554,145	109.6

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間連結会計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)		当中間連結会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
香川県国民健康保険連 合団体	319,227	22.5	332,582	21.4
福岡県国民健康保険連 合団体	200,869	14.1	202,104	13.0

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前連結会計年度の発行情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に説明いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社(以下、「甲」という。))が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター(以下、「乙」という。)はJ-Adviser契約(以下、「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなるとを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となつた重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c ままでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c ままでに掲げる場合には当該 a から c ままでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であつて、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c ままでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は

更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までの掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までの掲げる場合には当該 a から c までの掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本書公表日現在において、担当J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(1) 発行者

2025年1月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
			建物 及び構築物	その他	合計	
本社 (福岡県北九州市小倉南区)	教育サービス事業	本社設備	418	1,439	1,858	26
COMPASS発達支援センター (福岡県北九州市小倉南区)他64 拠点	教育サービス事業	教育施設	21,326	6,251	27,577	414

(2) 国内子会社

2025年1月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
				建物 及び構築物	その他	合計	
一般社団法人 特別支援協	COMPASS児童発達支援セン ター大村 (長崎県大村市富の原)他24 拠点	教育サービ ス事業	教育施設	15,529	3,009	18,538	54

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (福岡県北九州市小倉南区)	教育サービス事業	建物(事務所)	5,221
COMPASS発達支援センター (福岡県北九州市小倉南区) 他64拠点	教育サービス事業	建物(事務所)	75,936

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間連結会計期間末現在発行数(2025年1月31日)(株)	公表日現在発行数(2025年4月30日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年1月31日	-	1,000,000	-	10,000	-	-

(6) 【大株主の状況】

2025年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社K (注)	福岡県北九州市小倉北区熊本3丁目2番1-703	500,000	50.00
北田健二	福岡県北九州市小倉北区	499,900	49.99
株式会社玄海	福岡県北九州市若松区北浜2-4-8	100	0.01
計	—	1,000,000	100.00

(注) 株式会社Kは当社代表取締役 北田健二氏の資産管理会社であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,000,000	-	-
総株主の議決権	-	10,000	-

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年8月	2024年9月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月
最高(円)	-	-	-	-	-	-
最低(円)	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 2024年8月から2025年1月までは、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の提出日後、本発行者情報の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2024年8月1日から2025年1月31日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人Ks Lab.により期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 7 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2025年 1 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	152,662	204,497
売掛金	518,212	535,386
未収入金	56,387	57,014
商品	24,320	13,701
その他	38,164	48,253
貸倒引当金	△50	△185
流動資産合計	789,696	858,667
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	39,152	37,274
その他（純額）	13,803	11,113
有形固定資産合計	52,955	48,387
無形固定資産		
その他	777	645
無形固定資産合計	777	645
投資その他の資産		
繰延税金資産	25,106	26,599
その他	11,144	10,504
投資その他の資産合計	36,250	37,103
固定資産合計	89,984	86,137
資産合計	879,681	944,805

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 7 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2025年 1 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,934	9,237
短期借入金	※ 220,000	※ 310,000
1年内返済予定の長期借入金	35,408	31,191
未払金	50,314	48,017
未払費用	154,401	154,765
未払法人税等	3,407	4,134
預り金	92,531	104,126
賞与引当金	35,046	35,046
その他	2,362	2,865
流動負債合計	605,406	699,383
固定負債		
長期借入金	145,754	136,799
退職給付に係る負債	3,832	4,764
固定負債合計	149,586	141,563
負債合計	754,993	840,946
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金	114,688	93,858
株主資本合計	124,688	103,858
純資産合計	124,688	103,858
負債純資産合計	879,681	944,805

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)
売上高	1,418,659	1,554,145
売上原価	1,099,991	1,267,880
売上総利益	318,668	286,264
販売費及び一般管理費	※ 276,280	※ 316,225
営業利益又は営業損失(△)	42,388	△29,960
営業外収益		
受取利息	33	66
助成金収入	15,915	11,160
補助金収入	10,432	24
その他	2,392	1,612
営業外収益合計	28,774	12,863
営業外費用		
支払利息	3,028	2,176
その他	124	28
営業外費用合計	3,153	2,205
経常利益又は経常損失(△)	68,009	△19,302
特別利益		
損害賠償金収入	-	4,770
特別利益合計	-	4,770
特別損失		
減損損失	2,195	3,854
特別損失合計	2,195	3,854
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失(△)	65,813	△18,386
法人税、住民税及び事業税	25,691	3,936
法人税等調整額	3,267	△1,493
法人税等合計	28,959	2,442
中間純利益又は中間純損失(△)	36,854	△20,829
非支配株主に帰属する中間純利益	-	-
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)	36,854	△20,829

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)
中間純利益又は中間純損失(△)	36,854	△20,829
中間包括利益	36,854	△20,829
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	36,854	△20,829
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失 (△)	65,813	△18,386
減損損失	2,195	3,854
減価償却費	7,500	6,670
敷金償却費	2,094	1,350
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	905	931
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	93	135
受取利息	△33	△66
支払利息	3,028	2,176
売上債権の増減額 (△は増加)	25,972	△17,174
棚卸資産の増減額 (△は増加)	11,396	10,618
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△945	8
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△1,244	△2,212
仕入債務の増減額 (△は減少)	△6,531	△2,697
未収入金の増減額 (△は増加)	2,665	△626
未払金の増減額 (△は減少)	△4,599	△2,686
預り金の増減額 (△は減少)	△8,355	11,594
その他の資産の増減額 (△は増加)	△3,705	△13,740
その他の負債の増減額 (△は減少)	△2,109	858
その他	51	71
小計	94,193	△19,321
利息の受取額	33	66
利息の支払額	△3,028	△2,176
法人税等の支払額	△65,056	△3,208
法人税等の還付額	-	5,751
営業活動によるキャッシュ・フロー	26,141	△18,889
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	△20,000
有形固定資産の取得による支出	△14,965	△4,771
長期貸付けによる支出	△300	-
長期貸付金の回収による収入	472	518
敷金及び保証金の差入による支出	△1,689	△1,882
敷金及び保証金の返還による収入	681	31
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,800	△26,104

	(単位：千円)	
	前中間連結会計期間 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 1 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 1 月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	-	90,000
長期借入れによる収入	-	46,000
長期借入金の返済による支出	△20,346	△59,172
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,346	76,828
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△10,004	31,834
現金及び現金同等物の期首残高	229,743	152,662
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 219,738	※ 184,497

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※ 当座貸越契約

当社グループは運転資金等の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。中間連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年7月31日)	当中間連結会計期間 (2025年1月31日)
当座貸越極度額の総額	250,000千円	400,000千円
借入実行残高	220,000千円	310,000千円
差引額	30,000千円	90,000千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)
役員報酬	61,681千円	51,000千円
役員賞与	4,800千円	1,400千円
給与手当	66,490千円	84,042千円
支払報酬	26,443千円	36,689千円
租税公課	25,244千円	27,915千円
退職給付費用	47千円	47千円
貸倒引当金繰入	93千円	135千円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)
現金及び預金	219,738千円	204,497千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	△20,000千円
現金及び現金同等物	219,738千円	184,497千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)

(単位: 千円)

	売上区分		合計
	児童・障がい 福祉業務	その他	
顧客との契約から生じる収益	1,330,894	87,764	1,418,659
外部顧客への売上高	1,330,894	87,764	1,418,659

当中間連結会計期間(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

(単位: 千円)

	売上区分		合計
	児童・障がい 福祉業務	その他	
顧客との契約から生じる収益	1,463,418	90,726	1,554,145
外部顧客への売上高	1,463,418	90,726	1,554,145

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、教育サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
香川県国民健康保険連合団体	319,227
福岡県国民健康保険連合団体	200,869

当中間連結会計期間(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
香川県国民健康保険連合団体	332,582
福岡県国民健康保険連合団体	202,104

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益又は中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)
1 株当たり中間純利益又は中間純損失(△)	36.85円	△20.83円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は中間純損失(△)	36,854	△20,829
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 又は中間純損失(△)	36,854	△20,829
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000	1,000,000

(注) 1. 当社は、2024年1月5日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益又は中間純損失を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 4 月 30 日

株式会社三葉
取締役会 御中

監査法人 Ks Lab.

大阪府大阪市

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 走出 広章

公認会計士 横山 裕昭

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三葉の 2024 年 8 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024 年 8 月 1 日から 2025 年 1 月 31 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三葉及び連結子会社の 2025 年 1 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・中間連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行情報提出会社）が別途保管しております。